

第 11 号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。